



☑先着 ☑定員を超えると抽選 ☑電話相談も実施

項目	日時	場所	問い合わせ☎
行政相談	7月15日(木) 午後1時30分～3時30分	市役所 5階501会議室	
司法書士による相談 <b>要予約</b> ☑6名	7月9日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付:7月1日(木)～8日(木)正午	市役所 2階入札室、 入札控室	秘書広報課
土地境界相談 <b>要予約</b> ☑6名			
弁護士による相談 <b>要予約</b> ☑8名	7月16日(木) 午後1時30分～(1人20分) 受付:7月1日(木)～3日(金) 初回優先	市役所 2階入札室	
建築なんでも相談 <b>要予約</b> ☑2名	7月10日(金)、24日(金) 午後1時30分～ (1人50分) 受付:各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
市民ふくし相談 日常生活の困りごとなど	①7月6日(月) 午後1時30分～4時 ☑ ②7月8日(水)、15日(水)、25日(土) 午前10時～午後3時 ☑	①吉川支所 ②市民活動センター	①72-2940 ②86-7575 社会福祉協議会 82-4043
司法書士による 成年後見専門相談 <b>要予約</b> ☑3名	7月9日(木) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
人権相談 同和問題・多様な性・SNSひぼう中傷など	①月～金曜 ☑ ②7月3日(金) ③7月16日(木) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
農地相談	7月10日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
税務相談 <b>要予約</b> ☑4名	7月8日(水) 午後1時30分～3時30分 ☑ 受付:7月6日(月)まで	市役所 3階税務課	税務課
若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	7月21日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
DV相談 <b>面談は要予約</b>	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	DV相談室	DV相談室 82-8300
子どもいじめ相談 <b>面談は要予約</b>	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
こころの相談(電話相談) うつや自殺予防のための相談	月・火・木・金曜 午前9時～午後5時 (時間外は他の相談窓口を紹介)	☎89-2471	健康増進課
児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	教育センター 2階 こども福祉課	こども福祉課 83-2266
高齢者虐待相談	月～金曜 ☑	①地域包括支援センター ②西部サブセンター ③吉川サブセンター	高齢福祉課 ①89-2337 ②83-0160 ③72-2222
女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 } 電話相談 木曜 午後1時～4時 } ②火曜 午後1時～4時 } 予約相談 木曜 午前10時～正午 } (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	①89-2354 男女共同参画センター 89-2331
女性のための 弁護士相談 <b>要予約</b> ☑4名	7月22日(水) 午後1時50分～4時30分 受付:7月17日(金)まで【要事前面談】		
あんしん教育相談 <b>要予約</b>	月～金曜 午前9時～午後4時	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☑	市役所 3階障がい福祉課	
福祉相談 <b>要予約</b>	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②7月1日(水)、17日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	障がい福祉課 ☎89-2449
身体障がい者相談	7月11日(土)、15日(水) 午後1時～3時	ハートフルプラザみき 2階 身体障害者福祉協会	

## 三木警察署だより ☎82-0110

### ひょうご防犯ネット+ (プラス)



「ひょうご防犯ネット」が  
アプリになってリニューアル!



- お知らせ(情報をプッシュ通知で配信)
  - パトロール(重点エリアをパトロール)
  - 防犯ブザー機能
  - 防犯情報だけでなく、交通情報も配信
  - ココ通知(あらかじめ登録した人に現在地を通知)
- 他にも便利な機能がたくさん!  
ダウンロードはこちら▶



アプリがインストールできない方は  
メールで情報をお届け

- 犯罪情報や防犯情報をお知らせ
  - 情報の種別や地域を選択できる
- support@police.pref.hyogo.lg.jp  
に空メールを送信 申込はこちら▶
- 空メールを送信後、返信がない場合は、件名欄に任意の文字(ひらがな1文字でも可)を入力して、再度メールを送信してください。



## 消費生活相談

■ 特殊詐欺が激増し、手口が巧妙化しています

☑(市)生活安全課

### 相談事例

- 警察官を名乗る電話で、「あなたが送った荷物に入っていたカードが特殊詐欺に使われた。あなたの口座の現金を調べなくてはならない。銀行へ喪服で行き、『身内に不幸があったのでお金が必要』と言って現金で引き出し、郵便受けに入れなさい」と指示された結果、1,000万円をだましとられた。
- 警察官を名乗る電話で、「逮捕した密売人が、お金をあなたの口座へ振り込んだと供述している。あなたを取り調べる必要がある」と言われた。指示を受け、コンビニのコピー機に指定された番号を打ち込むと『供述調書』という書類が印刷された。「無実を証明するためにあなたの資金を調べる」と言われ、指定された口座へ500万円を振り込んでしまった。

### アドバイス

- 警察官、金融庁、銀行員、電話会社、百貨店など実在する機関や会社をかたり、二重電話を掛ける特殊詐欺が激増しています。
- 「あなたは容疑者だ」と不安をあおったり、「今日が締め切り」と急がせたりします。また、「極秘捜査だから誰にも話すな」「銀行では嘘を言え」などと巧妙に周囲の人が詐欺と気づきにくくさせます。少しでもおかしいと感じたら1度電話を切って、冷静になりましょう。
- お金の話ができれば詐欺を疑い、1人で悩まず家族や警察、消費生活センターへ相談しましょう。

身近な相談事例を市ホームページに掲載しています。被害に遭わないための対策として役立ててください。 ホームページ▶



契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは **消費生活相談へ**

**日時** 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時  
**場所** 市役所 2階消費生活センター(窓口で相談する場合は事前に電話で問い合わせてください。電話でも相談できます)

